



ミニゼミ報告

健康サポート薬局について（その2）

廣田憲威

薬局の設備

薬局の設備では、利用者が一般用医薬品や健康食品などについて相談しやすい環境をつくるため、利用者と薬剤師とのやり取りが他の利用者に聞こえないようパーテーションで区切るなど、個人情報に配慮した相談スペースがあることが必須となっています。そして届出の時に、相談窓口を設置していることが確認できる写真を添付することとなっています。



図3 あおぞら薬局の待合室



図4 お薬お渡しカウンター



図5 個室で相談できるスペースも完備

図3～5で示しているのは、大阪府下で第一号の健康サポート薬局となった、(一社)大阪ファルマプラン・あおぞら薬局（大阪市西淀川区野里）における患者のプライバシーに配慮した設備です。患者が薬局入口から入ってこられた際に、お薬お渡しカウンターで誰がおられるのか分からない構造となっています。

要指導医薬品等、介護用品等の取扱い

要指導医薬品等については、「かぜ薬」「解熱鎮痛薬」「制酸剤」「婦人薬」など48種の薬効群で最低1品目を配置することが求められています。しかし、医薬品のリスク区分（要指導医

薬品、第1類医薬品、指定第2類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品)の区別はありません。また、薬局製剤(薬局製造販売医薬品)については、これらの対象になっていません。薬局製剤は、許可を得た薬局が独自に製造販売できる医薬品です。有効成分も試され済みのもので、価格も安価であることから積極的に取り組んでおられる薬局も少なくありませんが、健康サポート薬局ではその努力が認められていないことは残念です。

開局時間

健康サポート薬局の開局時間は、平日は連続して午前8時から午後7時までの時間帯に8時間以上(望ましい)、さらに土曜日と日曜日についてはどちらかで一定時間(概ね4時間以上)開局していることとなっています。最低でも週あたり44時間の開局することが必要となります。

1人薬剤師で健康サポート薬局になると、開局時間帯は研修修了薬剤師(健康サポート薬剤師)が常駐しなければならないことから、開局時間中は薬局を一時閉めて在宅訪問に行くこともできないという、ある意味で小規模薬局や個人薬局には厳しい内容となっています。

健康サポートの取り組み

健康サポート薬局のもう一つの柱である健康サポートの取り組みでは、薬局利用者からの要指導医薬品等または健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言ならびに健康の保持増進に関する相談に対応し、その対応内容(受診勧奨または実施内容を含む)を記録し、当該記録を3年間保存しなければなりません。また、届出の際にはそれらの取組実績が確認できる資料を添付しなければなりません。

具体的な健康サポートの取り組みとしては、①薬剤師による薬の相談会の開催や禁煙相談の実施、②薬剤師による健診の受診勧奨や認知症早期発見につなげる取り組み、③医師や保健師と連携した糖尿病予防教室の開催、④管理栄養士と連携した栄養相談会の開催で、これらについては薬局外での実施も認められています。



図6 健康増進のためのポスターの一例(出典:スマートライフプロジェクト ホームページ)

さらに、健康サポートに関する取り組みの周知では、①地域の薬剤師会などでの学術大会や勉強会での発表、地域の薬剤師会広報誌への掲載、②医学薬学などに関する学会への発表や学

術論文の投稿, ③健康増進に関する情報発信を目的としているホームページにおける情報発信, ④国・地方自治体, 関連学会などが作成する健康の保持増進に関するポスター (図 6) の掲示やパンフレットの配布により啓発活動に協力していること, などが推奨されています。

健康サポート薬局の公表のしかた

2007年4月1日より施行された改正薬事法により「薬局機能情報提供制度」が創設されました。この目的は, 住民・患者などによる薬局の適切な選択を支援することで, 各都道府県のホームページで薬局の機能別に検索することができ, そこに健康サポート薬局である旨が表示されます (図 7)。



図 7 大阪府の薬局機能情報検索の Web ページの一部

ロゴマーク

日本薬剤師会は, 独自に健康サポート薬局のロゴマークを作成し, 会員内外に広めています (図 8)。あおぞら薬局でも, ロゴマークを入れた看板を新調しました (図 9)。



図 8 健康サポート薬局のロゴマーク 図 9 ロゴマークをあしらったあおぞら薬局の看板

3. あおぞら薬局における健康サポートの取り組み

最後に、あおぞら薬局での地域住民や薬局利用者を対象とした健康サポートの取り組みについてご紹介します。

地域学習会

あおぞら薬局では2007年より年2回(3月, 9月), 薬局利用者と地域住民を対象に「地域学習会」と称した一般市民向けのお薬や健康に関する学習会を開催しています。これまで20回開催し, 概ね30~50名程度の参加者がおられます。薬局より提供するテーマはさまざま, 過去に人気の高かったテーマを右に紹介します(図10)。

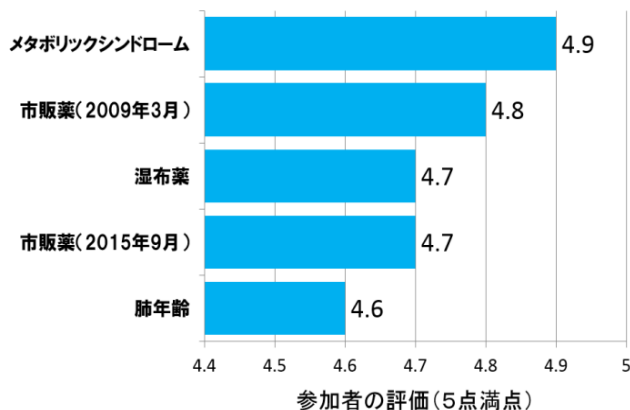


図10 地域学習会で参加者から評価の高かった5つのテーマ

地域への出前講座

あおぞら薬局では, 地域住民の自主的な組織である「西淀川・淀川健康友の会」からの要請に応じて, 各地域で開催される「医療懇談会」に薬剤師の講師を派遣し, 地域住民のヘルスリテラシーの向上に力を注いでいます。

HPHの取り組み

HPHとは, Health Promoting Hospital & Health Servicesの略で, 世界保健機構(WHO)の取り組みのひとつとして位置づけられています⁴⁾。病院や薬局をはじめとした医療・介護施設が, 事業所を利用される方, 地域住民, 事業所で働く職員を対象に, 健康づくりをすすめることです。あおぞら薬局と連携している西淀病院が2014年にHPHに登録されたことをきっかけに, あおぞら薬局も2015年1月に登録しました。日本の薬局では第一号の登録です。HPHは毎年, 国際カンファレンスを開催していますが, あおぞら薬局は2015年のオスロ大会から毎年, 薬局の取り組みをポスター発表しています(図11)。

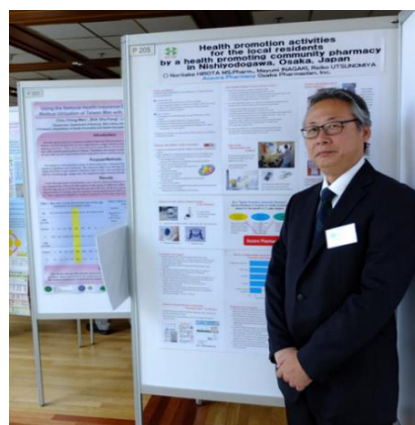


図11 第23回HPH国際カンファレンス(ノルウェー・オスロ)での発表(写真は筆者)

おわりに

国民皆保険制度がない時代において国民は気軽に医療機関を受診することができませんでした。そのような医療環境の中で, 地域に存在する薬局は, 医薬品の販売を通じて日本の医療の根底を支えてきました。

それが大量販売のドラッグストアの登場により、街の薬局は価格競争に付いていくことができず、閉店を余儀なくされる場所も少なくありませんでした。そうしたなか、医薬分業の進展によって、処方箋調剤や在宅訪問にシフトした薬局が継続して薬局活動をされ、同時に保険調剤のみを主体とする薬局も台頭し、全国的なチェーン展開する法人も現れてきました。

今日、薬局の多くは、処方箋という通行手形がなければ薬局に入りにくいという状況に陥り、薬局本来のあり方から乖離しているのではないかという批判も出ていました。医療費高騰の対策としての薬局を活用する政策によって、改めて薬局のあり方や活用方法が議論された結果が、今回の健康サポート薬局に結実していると言えます。

しかし、これまで述べてきたように、1人薬剤師の薬局では条件的な制約も多いことから、厚労省がどの程度まで健康サポート薬局を広げていきたいのかが、よく理解できない部分も多々あります。今の状況が続けば、資本力や人的体制の厚い薬局しか健康サポート薬局になれない事態も予想され、個人薬局はますます不利にならざるを得ません。健康サポート薬局は動き出したばかりですが、改めて薬局の規模と機能についても議論が求められます。

引用文献

4) HPH 日本ネットワーク <https://www.hphnet.jp/>

(ひろた・のりたけ 一般社団法人 大阪ファルマプラン)